

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	北九州市 母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

北九州市長

## 公表日

令和7年1月16日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>【母子保健に関する事務の内容】 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導又は子ども家庭センターに関する事務</p> <p>【北九州市電子申請サービスにおける事務の内容】 妊娠届出業務において必要となる申請内容、個人番号や個人情報の取得(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得。以降、電子申請データと呼ぶ)と電子申請時の本人性確認、申請書の印刷</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子保健システム</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・宛名管理システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・北九州市電子申請サービス</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の70の項 主務省令40条1～8項、11項、13項 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第2項 別表第2の23の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表80の項 表95の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭局子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課
9. 規則第9条第2項の適用	
[ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守しているため。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input checked="" type="radio"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②所属長	子育て支援課長 西尾 典弘	子育て支援課長 岩佐 健史	事後	
平成30年1月10日	I-1②	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出又は未熟児の訪問指導に関する事務	【追加】 【北九州市電子申請サービスにおける事務の内容】 妊産婦届出業務において必要となる申請内容、個人番号や個人情報取得(申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面より取得、以降、電子申請データ生成)と電子申請時の本人性確認、申請書の印刷  【お知らせ機能における事務の内容】 乳幼児健診のお知らせや健診未受診者への受診勧奨等のために、現行の郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	
平成30年1月10日	I-1③	・母子保健システム ・中間サーバー ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム	【追加】 ・北九州市電子申請サービス	事前	
平成30年1月10日	I-4	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 別表第一の主務省令40条1～8項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7項 別表第二第56の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条の8項	事後	
平成30年1月10日	II-1,2	【計数の時点】 平成29年1月1日時点	【計数の時点】 平成30年1月1日時点	事後	
令和1年5月28日	I-1②	【お知らせ機能における事務の内容】 乳幼児健診のお知らせや健診未受診者への受診勧奨等のために、現行の郵送等での通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	削除	事前	検討していたが、実施の方向に至っていない。
令和1年5月28日	I-5①	子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭局子育て支援部子育て支援課	事後	
令和1年5月28日	I-5②	岩佐 健史	子育て支援課長	事後	
令和1年5月28日	I-8	〒803-8510 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課	〒803-8510 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課	事後	
令和1年5月28日	II-1	【計数の時点】 平成30年1月1日時点	【計数の時点】 平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月28日	II-2	【計数の時点】 平成30年1月1日時点	【計数の時点】 令和1年5月20日時点	事後	
令和2年4月20日	I-1②	【母子保健に関する事務の内容】 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出又は未熟児の訪問指導に関する事務	【母子保健に関する事務の内容】 母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターに関する事務	事前	
令和2年4月20日	I-4②	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7項 別表第二第56の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条の8項	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7項 別表第二第56の2項 別表第二第69の項の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条の8項 第38条の3	事前	
令和2年4月20日	I-8	803-8510 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課	803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課	事前	
令和2年4月20日	II-1	平成31年3月31日時点	令和2年4月20日時点	事前	
令和2年4月20日	II-2	平成31年5月20日時点	令和2年4月20日時点	事前	
令和2年4月20日	IV-6	(○)接続しない(入手)目的外への入手が行われるリスクへの対策は十分か	( )接続しない(入手)目的外への入手が行われるリスクへの対策は十分か【十分である】	事前	
令和3年10月1日	I-4②	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7項 別表第二第56の2項 別表第二第69の項の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条の8項 第58条の3	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8項 別表第二第56の2項 別表第二第69の項の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条の8項 第38条の3	事後	
令和3年10月1日	II-1	令和2年4月20日時点	令和3年9月30日時点	事後	
令和3年10月1日	II-2	令和2年4月20日時点	令和3年9月30日時点	事後	
令和6年1月22日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 別表第一の主務省令40条1～8項 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第2項 別表第2の2,3の項	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 別表第一の主務省令40条1～8項、11項 北九州市個人番号の利用に関する条例第3条第2項 別表第2の2,3の項	事後	
令和6年1月22日	I-4②	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8項 別表第二第56の2項 別表第二第69の項の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条の8項 第38条の3	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8項 別表第二第56の2項 別表第二第69の項の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条の1～3項 第38条の3	事後	
令和6年1月22日	II-1	令和3年9月30日時点	令和5年12月28日時点	事後	
令和6年1月22日	II-2	令和3年9月30日時点	令和5年12月28日時点	事後	
令和7年1月16日	I-1②	母子健康包括支援センター	子ども家庭センター	事後	
令和7年1月16日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 別表第一の主務省令40条1～8項、11項	番号法第9条第1項 別表の70の項 主務省令40条1～8項、11項、13項	事後	
令和7年1月16日	I-4②	番号法第19条第8項 別表第二第56の2項 別表第二第69の項の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条の1～3項 第38条の3	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表60の項 表95の項	事後	
令和7年1月16日	II-1	令和5年12月28日時点	令和6年12月27日時点	事後	
令和7年1月16日	II-2	令和5年12月28日時点	令和6年12月27日時点	事後	
令和7年1月16日	IV-8	【監査の内容】	削除 【追加】 【人を介在させる作業の内容】 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	事後	
令和7年1月16日	IV-9	【従事者に対する教育・啓発の内容】	削除 【追加】 【監査の内容】 実施の有無	事後	
令和7年1月16日	IV-10		【追加】 【従事者に対する教育・啓発の内容】 従事者に対する教育・啓発	事後	
令和7年1月16日	IV-11		【追加】 【最も優先度が高いと考えられる対策の内容】 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	事後	